1 有害物質の一覧 (水質汚濁防止法施行令 第2条)

(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	有害物質
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフエニルチオ ホスフエイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)
	及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二一ジクロロエタン
14	ー・ーージクロロエチレン
15	ー・ニージクロロエチレン
16	ー・ー・ートリクロロエタン
17	<b>一・一・二ートリクロロエタン</b>
18	一・三一ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフイド(別名チウラム)
20	ニークロロー四・六一ビス (エチルアミノ) ー s ートリアジン (別名シマジン)
21	S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) ベンゼン
22 23	セレン及びその化合物
23	
25	ほう素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	カンゼーノ、ナンゼーリム化合物、亜亜酸化合物及び明酸化合物  塩化ビニルモノマー
28	塩化ビールモノマー  一・四一ジオキサン
	・四一フスペック

2 指定物質の一覧 (水質汚濁防止法施行令 第3条の3)

(水質汚	濁防止法施行令 第3条の3) 
<u> </u>	指定物質
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
15	旅酸
16	ホスゲン  一・二一ジクロロプロパン
17	
18	ケロルスルホン酸
19	塩化チオニル
-	クロロホルム
21	硫酸ジメチル   クロルピクリン
23	りん酸ジメチル=二・二一ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
24	りん酸シメナル=  -・          -
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラージクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸二-セカンダリーブチルフエニル (別名フエノブカルブ又はBPMC)
31	Nーグ
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
33	チオりん酸O・OージメチルーOー(三一メチルー四一ニトロフエニル) (別名フエニトロチオン又はMEP)
34	イタンの後SーベンジルーO・Oージイソプロビル(別名イプロベンホス又はIBP)
35	-・三一ジチオラン一二一イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
36	チオりん酸O・O ジェチル-O (ニーイソプロビルー六ーメチルー四ーピリミジニル) (別名ダイアジノン)
37	チオりん酸O・Oジェチル-O - (五-フェニルーニーイソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
38	四一ニトロフエニルーニ・四・六一トリクロロフエニルエーテル (別名クロルニトロフエン又はCNP)
39	デオりん酸〇・〇一ジェチル一〇一(三・五・六一トリクローニービリジル) (別名クロルビリホス)
40	フタル酸ビス(二一エチルヘキシル)
	エチル=(Z)-=-「N-ベンジル-N-「「メチル (メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミ
41	
40	
42	日一インデン(別名クロルデン)
43	- 「東表
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニツケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物

47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フエノール類及びその塩類
56	=・t ー・三・五・七―テトラアザトリシクロ [三・三・一・一] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
59	ペルフルオロ(オクタン―――スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

3 油の一覧 (水質汚濁防止法施行令 第3条の4)

	油	
1	原油	
2	重油	
3	潤滑油	
4	軽油	
5	灯油	
6	揮発油	
7	動植物油	